

「Fujisawa サステイナブル・スマートタウン地区地区計画の変更に関する説明会」開催のお知らせ

Fujisawa サステイナブル・スマートタウン地区では、地区独自のまちづくりの基準等として「地区計画」を定めています。昨年度、この「地区計画」について、地区内の土地所有者から内容を一部変更する提案がされました。

藤沢市では、この提案の評価を行い、提案内容を踏まえた都市計画の素案を作成しましたことから、この素案に関する説明会を次のとおり開催いたします。
 (※状況によっては日程等が変更になる場合があります。)

【日 時】： 2021年(令和3年)6月29日(火) 19時～
 【場 所】： 藤沢市役所分庁舎 3階 3-1会議室(藤沢市朝日町1-1)

- ※ ご出席いただける方は、会場に直接お越し下さい。(事前の予約等は不要です。)
- ※ 出来る限り、徒歩、自転車又は公共交通手段のご利用をお願いいたします。
 (お身体の不自由な方は事前にご連絡ください。)
- ※ 手話通訳または要約筆記を必要とされる方は、事前に都市計画課にご連絡ください。
- ※ ご出席される際には、マスクを着用するなど、咳エチケットにご協力ください。
- ※ 本人や同居家族に発熱や体調不良などの症状がある方、2週間以内に新型コロナウイルスに感染している、もしくは感染が疑われる症状のある方と接触した方については、ご遠慮ください。

変更する主な内容

凡例(地区計画の区域)		
番号	境界	備考
①-②	道路境界	
②-③	地籍境界	別荘公園等しのみあり
③-④	道路境界	
④-⑤	地籍境界	
⑤-⑥	道路境界	3・5・19号 横浜海岸引地線
⑥-⑦	道路境界	3・5・1号 戸塚茅ヶ崎線
凡例(地区の区分)		
番号	境界	備考
①-②	緑地積算通し界	歩行者専用道路
②-③	緑地境界	
③-④	緑地境界	
④-⑤	緑地積算通し界	歩行者専用道路
⑤-⑥	緑地境界	
⑥-⑦	緑地積算通し界	
⑦-⑧	緑地境界	

凡例	
地区計画の区域及び地区整備計画の区域	緑道
地区の区分界	3号
土地地区管理事業区域	
地区	緑道
地区	生活支援地(緑道5メートル)

土地利用の方針

「子どもから高齢者まで多世代が共生する持続可能なまちづくりをめざす」ことを追加

地区の名称
 「中高層住宅地区」から「健康・住宅地区B」に変更

地区の名称
 「低層住宅地区C」から「健康・住宅地区A」に変更

壁面の位置の制限
 「道路の境界線から1m以上」から「2m以上」に変更

建築物等の用途の制限
 「健康・住宅地区A・B」：「ボーリング場等」を削除し、「スポーツの練習場」を追加
 「健康・住宅地区B」：「老人ホーム」を追加

お問い合わせ
 藤沢市 都市計画課 都市計画担当
 電話：50-3537(直通)

